

# 富山県済生会高岡病院一般廃棄物等収集運搬および処分業務委託契約書

富山県済生会高岡病院（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、富山県済生会高岡病院における一般廃棄物等収集運搬および処分業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

## （総則）

第1条 委託者は、一般廃棄物等収集運搬および処分業務（以下「委託業務」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

2 受託業務の内容は、別紙1「一般廃棄物等収集運搬および処分業務仕様書」のとおりとし、受託者は、これを遵守しなければならない。

## （委託の期間）

第2条 この契約の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

## （委託料）

第3条 委託者は委託業務に係る委託料を受託者に支払うものとし、その金額については、次のとおりとする。

### 委託料

年額 金 円  
（うち消費税額及び地方消費税額 円）

月額 金 円  
（うち消費税額及び地方消費税額 円）

2 受託者は当月分の委託料の請求を翌月8日までにを行うこととし、委託者は、適正な請求書を受理した月の翌月末までに、受託者に支払うものとする。

3 契約が契約期間の途中で解除されたときは、当該解除された日の属する月の委託料の額は、日割り計算の方法により算出された額とする。

## （権利義務譲渡の禁止）

第4条 受託者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

## （再委託の禁止）

第5条 受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

## （報告の徴収等）

第6条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況について報告

若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事情変更)

第7条 委託者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務従事者)

第8条 従事者は、作業従事中、品位と清潔かつ端正な服装を着用し、受託者の従業員であることを明瞭にすること。

2 委託者は、業務従事者のうち不適合者があると認めるときは、その旨を受託者に通知して業務従事者の交代を申し出ることができる。この場合、受託者は、実情を調査のうえ、委託者の申し出が正当と認めるときは速やかに業務従事者の交代を行うものとする。

(契約の解除)

第9条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し、委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約条項に違反したとき。

(2) 違法、不正若しくは不当な行為があったとき、又は委託者の信用を著しく失墜したとき。

(3) 委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めたとき、又は委託業務を継続する意思がないものと委託者が認めたとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 取締役等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で構成されていると認められるとき。

- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者と認められるとき。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けたと認められるとき。
- (8) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (9) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (10) 受託者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

#### （違約金及び損害賠償）

第 10 条 受託者は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、委託者に契約額（年額）の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。

2 受託者は、前項の場合において委託者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

#### （第三者の損害賠償）

第 11 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、委託者が負担するものとする。

#### （個人情報保護）

第 12 条 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### （協議）

第 13 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月 31日

委託者 富山県高岡市二塚387-1  
社会福祉法人<sup>恩賜</sup>財団<sub>財団</sub>济生会  
富山県济生会高岡病院  
院長 野田 八嗣

受託者

## 一般廃棄物収集運搬および処分業務仕様書

### 1. 目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、富山県済生会高岡病院(以下「委託者」という。)の排出する一般廃棄物の収集運搬および処分を、受託者が適正に処理することを目的とする。

### 2. 委託業務名

富山県済生会高岡病院一般廃棄物の収集運搬および処分業務

### 3. 履行期間

平成31年4月1日から平成32年 3月31日

### 4. 委託業務対象施設概要

- |          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| (1) 施設名  | 富山県済生会高岡病院                         |
| (2) 所在地  | 富山県高岡市二塚387番1                      |
| (3) 建物   | 鉄筋コンクリート造 地上8階建                    |
| (4) 施設概要 | 敷地面積 25,136.39㎡<br>延床面積 18,629.84㎡ |
| (5) 用途   | 総合病院 251床(許可病床数)                   |

### 5. 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して一般廃棄物の収集運搬を行う。

- (1) 委託者から発生する一般廃棄物は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬する。
- (2) 委託者から発生する一般廃棄物を許可された施設で適正に処分する。
- (3) 上記許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを提出する。
- (4) 一般廃棄物の処理は、関係法令を遵守のうえ、適正に焼却(熔融)処理し、焼却(熔融)処理後の残渣物は、埋立て処分するものとする。
- (5) 作業を行う際は、病院の指示に従い、施設の破損や災害の防止に努める。

### 6. 廃棄物の種類

委託者が受託者に委託する一般廃棄物は以下のとおりとする。

- (1) 可燃物
- (2) 不燃物

## 7. 処理予定数量

委託者が受託者に委託する年間予定数量は以下のとおりである。

- |         |           |                 |
|---------|-----------|-----------------|
| (1) 可燃物 | 126,800kg | (月平均 10,567 kg) |
| (2) 不燃物 | 3,340kg   | (月平均 278 kg)    |

※平成30年度実績より算出

## 8. 責任

受託者は委託者から委託された一般廃棄物を、受入れから処分の完了まで、法令に基づき適正に管理する責を負う。この間に発生した事故は、その責任が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

## 9. 資格等

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、委託者にかかる処理に関するすべての許可を受けた業者でなければならない。

受託者は委託者が委託した一般廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、委託者にかかる処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせることができる。

## 10. 契約内容

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 収集回数 | 収集回数は原則として可燃物:週5回、不燃物:週2回とするが、委託者の指示があれば対応すること。                               |
| (2) 支払方法 | 月末締め翌々月払い   |
| (3) 入札金額 | 上記7. の一般廃棄物の収集・運搬および処理に要する年間金額(税抜き)で入札し、予定価格の制限の範囲内で最低の合計金額をもって入札したものを落札者とする。 |

## 11. 再委託の禁止

本業務の第三者への一括再委託を禁止する。

## 12. 事故発生時の対応

- (1) 受託者は、受託業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちにその旨を委託者に報告し、その指示に従うものとする。事故等の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅延なく委託者にその処理経過及び結果を報告しなければならない。
- (2) 受託者は、事故等の処理後、様式1により報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

### 13. 業務遂行注意事項

業務遂行にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 搬出物の取扱いに十分注意するものとする。
- (3) 病院業務等に支障を及ぼさないこと。また、業務に支障のおそれがあるときは事前に委託者へ連絡すること。
- (4) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故防止に努めること。
- (5) 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施すること。
- (6) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し、委託者の指示を受けること。
- (7) 受託者は、委託者の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。
- (8) 受託者は、実績と年間予定数量との間に増減があっても、委託者に異議を申し立てることができないものとする。

### 14. 受託者の責務

- (1) 受託者は、病院内において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、契約終了後も継続するものとする。
- (2) 受託者は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (3) 受託者は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にし、応接にあたっては懇切丁寧を旨とする。
- (4) 受託者は、従事者に対して業務上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障を来さないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内並びに病院敷地内は全面禁煙である為、従事者もこれに従うこと。

### 15. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者が都度協議の上、決定するものとする。

様式1

事故発生報告書

報告日：平成 年 月 日

報告者：会社名

職氏名 印

連絡先

受託業務名	
事故等発生日時	
発生場所	
内容 (簡潔に)	
発生の経過	
発生後の対応	
事故等の原因	
今後の改善策等	

(注1) 事故発生後、直ちに当報告書を富山県済生会高岡病院管財・調達課へ提出すること。



## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等による特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### 第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### 第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第6 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### 第7 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

## 第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## 第9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

## 第10 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

## 第11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

## 第12 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

## 第13 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

# コンプライアンス推進のお知らせ

(事業者の皆様へ)

社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「済生会」という。)では、平成22年5月27日付で「社会福祉法人恩賜財団済生会 法令遵守規程」(以下「法令遵守規程」という。)を制定し、平成23年1月1日から施行してコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

コンプライアンスの推進においては、済生会の役職員がコンプライアンスの重要性を認識して職務遂行に当たることはもちろんのこと、済生会の業務活動にとって欠くことのできない取引関係にある全ての事業者の皆様がこの取組みを御理解され、御協力いただくことが不可欠です。

事業者の皆様におかれましては、下記及び添付いたしました「法令遵守規程」を御理解いただきますとともに、貴社に所属する従業者の方々が済生会の業務に従事する場合に、この規程が適用されることを御周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 法令遵守規程制定の趣旨

済生会は、医療・福祉を総合的に提供する我が国最大の社会福祉法人として、全国で事業を展開し、済生会役職員約49千人に加え、取引関係にある事業者にも所属する多くの従業者(以下「役職員等」という。)が業務に従事しています。

全国で済生会の業務に従事する役職員等が職務遂行に当たり、全ての法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重し、済生会の業務活動が高い倫理性を持って行われることにより、利用者の信頼を確保することで社会福祉法人として社会的貢献を果たしていくため、法令遵守規程を制定いたしました。

### 2 法令遵守規程の主な内容

#### (1) 法令遵守規程の対象となる役職員等について(第2条関係)

法令遵守規程第2条第3項で、この規程が適用される対象者として「『役職員等』とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者」と規定していますが、本会の契約先の労働者には、業務委託契約(医事事務委託、給食調理業務委託、清掃業務委託、設備保守管理業務委託等)により済生会の施設等において業務に従事する受託事業者にも所属する従業者の他に、物品購入契約及び工事請負契約など済生会との間で取交わした全ての契約の事業者にも所属する従業者が対象となります。

#### (2) 法令遵守規程の対象となる業務活動について(第5条関係)

法令遵守規程第5条第1項では、「役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂

行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。」と規定され、全ての支部・施設等における業務活動が法令遵守の対象となります。

また、第2項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。」と規定され、法令等の規定に基づくデータだけではなく、業務活動において作成・取得・記録・保存される全てのデータ(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録等で媒体の形式を問わない。)も対象となります。

(3) 利益相反について(第7条関係)

法令遵守規程第7条では、「本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。」と規定し、済生会の利益を損なうような活動を禁止するとともに、法令を遵守することにより、社会福祉法人として事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に適切に対応することを目的としたものです。